

困ったなあに答えます

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子

ささきともこ

弁護士

帝京大学法学部教授

息子の結婚が破談に。
相手の女性を許せません。

親ばかのようで、ご相談に上
がるにも躊躇していたのですが、振
あんまりなんでもひどい話で、日
が経つほどに怒りが込み上げて
くるのです。

私たち夫婦には息子が二人いま
す。次男はすんなり結婚して子
供二人に恵まれ、幸せに暮らし
ていますが、長男は一流大学に
入り一流企業の研究職で働いて
いるものの、独身のままもう45
歳になりました。私も高齢な
ので、長男の将来が心配でたま
りません。

もてるタイプではありませんが、
真面目だし、結婚相手には良い
はずだと…、親の欲目かも分かり
ませんが。30を過ぎた頃、結婚

を前提に付き合う女性が初めて
でき、ほつとしていましたが、振
られてしまいました。長男はいつ
そう女性に臆病になっていました
が、ようやく2年前、やはり研
究職の女性と付き合いだし、傍
目に分かるほど明るくなりました。
今度は結納や式場の予約をして
上司に結婚報告もし、われわれ
は心から安堵していました。

ところがまさか…、よもやの

先生にお尋ねするのもなんで
すが、なんとかしてやることはで
きないほどです。

破談です。長男がぼつりと言う
には、「前の彼が忘れられないの
で」と言われたとか。暁然とし
ました。いくらなんでもそれは
人の心を土足で踏みつけていま
せんか。長男は以来ふさぎ込
んで、自殺でもしはしないか案じ
ているほどです。

先生にお尋ねするのもなんで
すが、なんとかしてやることはで
きないでしようか。

A
婚約の破棄には正当な理由が必要。
金銭賠償、慰謝料を請求できます。

それは本当にお気の毒なこと
でしたね。

同じく婚約を破棄するにして
も、他に言いようはなかったの
でしょうか。あるいは、遠回し
に言つたけど息子さんに伝わら
なかつたので、やむなく本当の
気持ちを言つたのかも?

とはいゝ、それがもし本音だ
つたなら、最初から付き合わな
ければよかつたし、付き合つた
としても、婚約前の段階ならば
救いがありました。式場を予約
し、上司に結婚報告をしてから
の破棄では、メンツ丸つぶれで、
ふさぎ込むのも当然です。

単なる付き合いの解消では、
法的関係は発生しませんが、婚
約は婚姻の約束なので、破棄に
は「正当な理由」が必要です。
前科があつたとか、学歴・職歴・
婚姻歴などに詐称があつたとか、
隠し子がいたとか…。つまり、
性格が合わない、嫌いになつた、
好きになれないといった理由では
婚約破棄はできないのです。
もちろん無理矢理結婚させる
ことはできないので、その場合、
相手に請求できるのは金銭賠償

です。式場の予約・キャンセル
料、指輪や結納代など、婚約に
掛けた出費額はきれいに返し
てもらわないといけません。加
えて、慰謝料の請求ももちろん
できますよ。相手も大人なので
すから、自分がしたことの社会
的な意味を分からせるべきだと
私は思います。相場は100～
200万円程度。

そうした請求を実際にすると
どうかは、息子さんが決めるこ
とです。嫌な記憶を早く忘れた
だけならば、やらない方がよ
いのかもしれません。

さて、何でもものは考えよ
うですよ。そうした心ない台詞
相手に請求できるのは金銭賠償

を、仮にも一度は結婚を決意し
た男性に言うという女性は、心
優しくも思慮深くありません。
結婚後に本性が分かつて不仲に
なつたり離婚になるよりは、婚
約段階で分かつて良かつたので
は? 真面目に生きていれば、そ
のうちにきっと良縁はあります
よ。もしかつたとしても、この
ご時世、独身でちつとも肩身
は狭くないし、その方が幸せ
かもしれませんよ。一人で樂しく
く生きていくために必要なのは、
趣味と友人。ご両親もどうか息
子さんを温かく見守り、支えて
あげてください。